

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年7月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000014号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000018号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を52万3,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月4日

② 平成15年12月5日

育児休業期間中であつた請求期間①及び②について、A社から支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表2002年度下期」及び同社の回答により、請求者は、請求期間①に同社から52万3,000円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年1月31日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であつて、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属

する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表 2002年度下期」において確認できる賞与支給額から、52万3,000円とすることが妥当である。

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表 2003年度上期」によると、賞与支給額は「0」であることが確認できる。

また、A社は、「賞与明細支給表 2003年度上期」の賞与支払年月日は平成15年12月5日であり、当該賞与の算定対象となる期間は同年4月1日から同年9月30日であると回答しているところ、オンライン記録により、請求者は、同年*月*日から平成16年1月31日までの期間について育児休業を取得し、当該育児休業に係る子の生年月日は平成15年*月*日であることが確認できる。これらのことから、請求者は、当該賞与の算定対象となる期間については産後休業及び育児休業であったことが認められるところ、同社の給与事務担当者は、賞与の算定対象となる期間に産後休業及び育児休業であった者に対しては、賞与は支払われない旨陳述していることから、請求者に対して請求期間②に係る賞与が支払われたことはいかなる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、賞与の支払を受けていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900286号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000019号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年10月27日から昭和58年1月28日まで
② 平成4年1月末から平成5年2月初旬まで
③ 平成11年4月1日から平成11年4月26日まで
④ 平成11年4月26日から平成12年7月末まで
⑤ 平成18年6月初旬から平成19年4月末まで

私は、請求期間①についてはA社に勤務し、営業の仕事をしていた。入社してから8か月か10か月ぐらいは同社F支店で勤務し、40万円から45万円ぐらいの給与を支給されており、その後、同社G支店に転勤してからは50万円前後の給与を支給されていたと記憶している。しかし、同社における厚生年金保険の標準報酬月額が私の記憶する給与支給額より低額となっているので、請求期間①の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、C社に勤務し、運転手の仕事をしてしたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは確かなので、請求期間②を被保険

者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間③については、D社H支店において営業の仕事をしており、50万円ぐらいの給与を支給されていたと記憶しているが、同社における厚生年金保険の標準報酬月額が私の記憶する給与支給額より低額となっているので、請求期間③の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間④については、D社H支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成11年4月26日となっているが、平成12年7月末日まで勤務していたので、平成12年7月末日を厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤については、E社に勤務し、I業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは確かなので、請求期間⑤を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社は、請求期間①に係る関係資料は保存期限経過のため廃棄していることから、請求者の請求期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除額について不明である旨回答している。

また、現在、B社の社会保険業務を行い、本訂正請求の照会窓口となっているJ社は、請求期間①当時にA社において営業職であった者に確認したところ、請求期間①当時の営業職の給与は固定給と歩合給に分かれており、歩合給は月により大きく変動することから固定給のみを標準報酬月額の算定の基礎として届け出ている旨回答している上、オンライン記録によりA社において請求期間①当時に厚生年金保険被保険者であり、請求者が姓のみ挙げた者と同姓の者を含め所在が確認できた35人に照会し、回答があった11人のうち営業職であった1人も、給与は基本給と歩合給に分かれており、歩合給は標準報酬月額に含まれていない旨回答している。

さらに、A社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者はK社に勤務していたとしているところ、請求者の勤務先の所在地の記憶から請求対象事業所はC社であることが判明したため、オン

ライン記録により同社において請求期間②当時に厚生年金保険被保険者であり、所在が確認できた13人に照会したところ、回答があった3人のうち1人が、請求者が勤務していた旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係るC社の雇用保険の加入記録は見当たらず、同社は、保存期限経過のため請求者に係る資料は無い旨回答していることから、同社における請求者の請求期間②に係る勤務実態を確認することができず、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか確認することができない上、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付及び控除についても確認することができない。

また、C社において請求期間②当時から現在まで同社の取締役で経理及び社会保険事務を担当している者は、請求期間②当時は本人の希望により厚生年金保険に加入しない者もいた旨回答していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、C社において請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、D社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成15年1月14日に解散しており、元事業主は請求者に係る資料を廃棄している旨回答している上、元取締役7人のうちオンライン記録により所在が確認できた4人に照会したところ3人（以下「元取締役3人」という。）から回答があったものの、元取締役3人は請求者に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により請求期間③及び④当時にD社において厚生年金保険被保険者で所在が確認できた25人に対して照会し、回答があった8人のうち請求者の上司（以下「請求者の上司」という。）及び同僚5人（以下「同僚5人」という。）並びに元取締役3人のうち1人は、営業職の給与は固定給と歩合給である旨陳述しており、請求者の上司及び同僚5人のうち1人は、歩合給の中には現金手渡しで給与明細書に記載されないものもあった旨陳述していることから、請求者の請求期間③に係る給与支給額及び保険料控除額を推認することはできない。

さらに、D社における請求者のオンライン記録によると、請求期間③に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当た

らない。

このほか、請求者の請求期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間④について、請求者は、D社に平成12年7月末まで勤務していたところ、請求者の上司の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間④当時に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のD社に係る雇用保険の加入記録は見当たらず、前述の請求期間③のとおり、同社は平成15年1月14日に解散し、元事業主及び元取締役3人は請求者に係る資料が無い旨回答していることから、同社における請求者の請求期間④に係る勤務実態が確認できず、請求者が請求期間④において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか確認することができない上、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付及び控除についても確認することができない。

また、元取締役3人のうち1人は、全国的に営業職の人数が増え、保険料も多額になり、業績が悪化して支店の閉鎖も始まったことから、営業職は平成11年4月26日から厚生年金保険に加入させなくなった旨陳述している。

さらに、請求者の上司及び同僚5人のうち請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した2人は、業績悪化のため平成11年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨回答しており、請求者の上司及び当該同僚2人のうち1人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後は国民年金に加入した旨回答している上、当該同僚2人のうちほかの1人からD社の給与明細書であるとして提出された資料によると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年4月分以降の給与から保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者はE社に勤務していたとしているところ、オンライン記録により同社において請求期間⑤当時に厚生年金保険被保険者であり、所在が確認できた23人に照会したところ、回答があった13人（以下「同僚13人」という。）のうち1人が、請求者が勤務していた旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係るE社の雇用保険の加入記録は見当たらず、同社は、保存期限経過のため請求者に係る資料は無い旨回答していることから、同社における請求者の請求期間⑤に係る勤務実態を確認することができず、請求者が請求期間⑤において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか確認することができない上、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付及び控除についても確認することができない。

また、E社及び同僚13人のうち10人は、請求期間⑤当時は本人の希望により厚生年金保険に加入しない者もいた旨回答していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、E社において請求期間⑤に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000015号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

私は、A社において営業職の正社員として勤務していたが、国の記録では、請求期間に係る賞与の記録がない。毎年12月に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間に係る賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る賞与について、A社に照会を行ったものの、同社から回答を得られなかったため、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付及び保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与について、賞与明細書及び請求期間に係る賞与の振込額が確認できる預金通帳は所持しておらず、請求期間に係る賞与の振込先金融機関についても覚えていない旨回答していることから、請求期間に係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、請求者の平成20年度から平成27年度までの期間に係る標準賞与額の記録はオンライン記録と一致しており、請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。また、請求者は毎年12月に賞与が支給されていた旨主張しているものの、当該適用台帳において12月に賞与が支給された記録は確認できない。

加えて、請求者は、A社の同僚に対する照会を希望していない上、同社のことについては覚えていない旨回答していることから、請求者の同社における賞与の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000019号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000021号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月
: ② 平成16年12月
: ③ 平成18年8月
: ④ 平成18年12月

B厚生局から送付されたA社における同僚の賞与に係る照会文書により、同社における請求期間①から④までの賞与に係る記録が無いことが分かった。同社に平成16年4月に入社してから平成19年7月に退職するまで、毎年必ず8月と12月に3万円又は5万円の賞与が支給されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成18年及び平成19年の夏及び冬の賞与に係るメモ(以下「賞与に係るメモ」という。)によると、請求者について、請求期間③の平成18年夏は2万円、請求期間④の同年冬は3万円と記載され、平成19年夏及び同年冬は斜線が引かれていることが確認できる。

しかしながら、賞与に係るメモには厚生年金保険料控除額は記載されておらず、賞与に係るメモを作成したとするA社の事業主は、時期により5万円ぐらいまでは、一時金として税金や社会保険料を控除せずに支給した旨回答している上、請求者は、毎年賞与が現金で支給されていたが、1万円札のみであり、手取額に端数は無かった旨陳述していることから、賞与に係るメモに記載されている賞与額から請求期間③及び④に係る厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

また、賞与に係るメモについて、A社の事業主は、作成した状況は覚えていない旨回答している上、賞与に係るメモに記載された賞与額とオンライン記録により確認できる標準賞与額が相違している同僚が複数確認できることから、賞与に係るメモに記載されている請求者の賞与額を請求期間③及び④に係る標準賞与額と認めることはできない。

さらに、A社は、賞与に係るメモ以外に、請求者の請求期間①から④までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①から④までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間①から④までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、請求者が請求期間①から④までの期間において住民登録を行っていたC市は、保存期限経過のため請求者の請求期間①から④までに係る課税関係の資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①から④までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000020号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年4月1日から昭和41年4月21日まで

国の記録では、A社の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和41年4月21日となっているが、私は、昭和38年4月1日から同社に勤務し、B社C工場内で梱包作業をしていた。

請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、昭和38年4月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社(昭和45年7月17日にD社に名称変更、以下「D社」という。)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和35年2月1日から昭和41年9月21日までの期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、D社は既に解散している上、オンライン記録によると、同社の元代表取締役は既に死亡していることが確認できる。さらに、閉鎖登記簿謄本により、同社の解散時の取締役であることが確認できる者のうち所在が確認できる一人(以下「元取締役」という。)に照会を行ったところ、元取締役は、同社は父親が経営していたが、父親は既に死亡している上、廃業により資料は保管していないため、請求者の在籍を確認できない旨回答している。これら

のことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、自身はD社がB社C工場の下請けの仕事が始める際の初期メンバー6人のうちの1人であったとしており、自身を除く5人のうち1人については氏名を、3人については姓のみを記憶している。しかしながら、オンライン記録によると、請求者が氏名を記憶している者については、既に死亡していることが確認できる。また、請求者が姓のみを記憶している3人については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求者が記憶する姓と同姓で、所在が確認でき、かつ請求者が記憶する年齢に近い者に対して照会文書を送付したものの、回答は得られなかった。これらのことから、請求者が記憶する初期メンバーから請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和41年4月を境に、同月以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が多数確認できる上、同社に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が相違している旨回答している同僚がいることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者のD社における資格取得年月日は昭和41年4月21日であることが確認できる上、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和41年4月21日であることが確認でき、雇用保険の資格取得年月日と一致している。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。